

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年11月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第47号

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に

相当する額

別表第2 映写設備の項中

「

ビデオテープデッキ	一 式	1,700
D V D プ レ ー ヤ ー		1,700
大 型 テ レ ビ		3,000

を

」

「

ビデオテープデッキ	1 台	1,700
D V D プ レ ー ヤ ー		1,700
ブルーレイディスクプレーヤー		1,700
大 型 テ レ ビ		3,000

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市男女共同参画センター条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)